

成績評価報告・講評					
科目名(キャンパス・曜・時限)		民事訴訟法Ⅰ		青山・相模原 曜 3 限	
担当者		安見 ゆかり			
受講者総数		229 名			
成績評価の対象としなかった者 (X評価の者)の人数		16 名 (17 %)			
X評価の者を除く成績評価比率					
AA	9 %	A	16 %	B	36 %
				C	34 %
				XX	5 %

金 2

学部所定の成績評価比率と異なる場合にはその理由

B評価について、学部所定の基準より 1 パーセント増えてしまった。設例から基本的論点を抽出する問題に対する解答で現れた傾向が、ほぼ投影された形になっている。

試験問題

前期試験

次の二問に答えなさい。

- 1 確認の利益について説明しなさい。
- 2 東京と千代田区在住のX氏が、家の近くの歩道を歩いていたとき、後ろから猛スピードで自転車がやってきてX氏にぶつかり、X氏は転倒、大腿部骨折の重傷をおった。自転車に乗っていたのは、横浜市在住の19歳の少年であった。X氏は、この少年に対して、訴訟を提起して、入院費、通院費および慰謝料等合計 250 万円を請求しようと思っている。X氏はどうすればよいか。裁判管轄等々、問題点を挙げて、順番に答えなさい。(ただし合意管轄・応訴管轄は考えない。)

出題の意図

- 問題 1 は 確認の利益の意義、機能を問う問題である。とりわけ、確認の利益の必要性や三つの視点(方法選択の適否、対象選択の適否、即時確定の利益)の説明が欲しい。
- 問題 2 は 設例から基本的論点を見つける問題で、今回は管轄および未成年者の訴訟能力制度についての知識を問うことを主眼としている。

講評

授業で説明した内容である。全体としては、問題1より問題2の正答率が高かった。ただ問題2においても、結論を導くに至る根拠のない解答が散見された。論理過程を省略し、結論だけの解答では解答者の論理過程が読み手に伝わらず、説得的とはいえない。